

公立大学法人京都市立芸術大学の中期目標期間における
業務の実績の評価方針及び評価方法

1 趣旨

公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務実績の評価（以下「中期目標評価」という。）については、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 中期目標に基づき作成された中期計画の実施状況により、中期目標の達成状況について確認する。
- (2) 中期目標評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく広く社会に示し、市民への説明責任を果たす。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資するべく、総合的・客観的に評価する。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。

3 評価の方法

中期目標評価は、法人が提出する「公立大学法人京都市立芸術大学の第1期中期目標の期間における業務実績報告書」（以下「報告書」という。）、法人からの追加資料や意見聴取を基に、中期計画の各項目の実施状況等を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について総合的に評価する「全体評価」により行う。

4 評価の手順

(1) 項目別評価

ア 小項目評価

法人は、中期計画の記載事項ごとに事業の実施状況を自己点検・自己評価したうえで、報告書に計画の実施状況等を記載し、次の4段階により達成状況の記号を記載する。

達成状況	記号
中期計画を上回って実施した。	Ⅳ
中期計画を十分に実施した。	Ⅲ
中期計画を十分には実施できなかった。	Ⅱ
中期計画を実施していない。	Ⅰ

イ 中項目評価

法人は、中項目（22項目（別紙））ごとの中期目標に対し、その達成のために実施した中期計画がどのように寄与したかという観点で、取組状況を記述するとともに、自己点検・自己評価したうえで、次の4段階により達成状況の記号を記載する。

達成状況	記号
中期目標の達成状況が良好である。	a
中期目標の達成状況が概ね良好である。	b
中期目標の達成状況が不十分である。	c
中期目標の達成状況に重大な改善事項がある。	d

ウ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、事業の実施状況や法人の自己評価も含めて総合的に検証し、その達成状況について小項目評価及び中項目評価ごとに、それぞれ段階評価を行うとともに、法人の自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

エ 評価委員会による評定

上記ウの検証を踏まえ、大項目（5項目（別紙））ごとに、次の基準により段階別評価を実施するとともに、特筆すべき点や改善が必要な点にコメントを付す。

ランク	評定	判断基準（目安）
S	中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている。	評価委員会が特に認める場合
A	中期目標・中期計画の達成状況が良好である。	aの割合が9割以上
B	中期目標・中期計画の達成状況が概ね良好である	aとbの合計の割合が9割以上
C	中期目標・中期計画の達成状況が不十分である。	aとbの合計の割合が9割未満
D	中期目標・中期計画の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

(報告書作成の留意事項)

- 中期目標の達成状況を明らかにするため、平成24年度以降の変化を可能な限り示すとともに、具体的な達成水準を意識しながら、数値又は具体的な記述（優れた成果を出した取組、特色ある取組、注目すべき質の向上がある取組など）により、報告書を作成する。
- 評価作業を効率的・効果的に実施するため、具体的なデータや自己評価の判断基準となった挙証資料等を報告書の添付資料として提出できることとする。

(2) 全体評価

項目別評価結果及び報告書の内容を踏まえ、中期目標の達成状況を記述式により評価する。

(3) 法人の意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の決定・公表

- ア 評価結果は、法人に通知する。
- イ 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- ウ 評価委員会は、評価結果及び改善勧告における内容を市長に通知し公表する。

第1期中期目標・中期計画一覧(教育研究No.1)

中期目標の表中の●が大項目, ▲が中項目

【現行中期目標】

●大学の教育研究等の質の向上に関する目標
1 教育に関する目標
▲(1) 教育の成果に関する目標
ア 学士課程 ・少人数教育と体験型教育を通じた, 確かな技能, 技術及び幅広い教養の習得による創造性豊かな人材の育成
イ 大学院課程 ・高い水準の専門的研究教育を通じた, 専門的かつ高度な技能, 技術及び幅広く深い教養の修得による高度な専門化の育成
▲(2) 教育の内容等に関する目標
ア アドミッション・ポリシーの策定 アドミッション・ポリシーに基づく入学選抜の実施
イ カリキュラム・ポリシーの策定 学生の計画的かつ体系的な知識, 技能, 技術の修得促進
ウ ディプロマ・ポリシーの策定 成績評価及び判定に関する認定基準の厳格化, 透明化
▲(3) 教育の実施体制等に関する目標
ア 教員の資質向上を図る取組の強化
イ 大学の理念に沿った指導体制の強化
ウ 教育研究環境の確保・向上のための学内インフラ整備の実施
▲(4) 学生への支援に関する目標
ア 良好な教育研究環境と支援体制の整備
イ 在学生・卒業生を対象とするキャリアサポートの充実

【現行中期計画】

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
教育に関する目標を達成するためにとるべき措置
教育の成果に関する目標を達成するための措置
教育の充実
美術学部
1 専門性と横断性を両立させた教育の充実
2 創作意識の深化・拡張
3 継承と創造が融合した教育の実施
4 学科教育の改善
音楽学部
7 少人数教育を堅持した専門教育の推進
8 幅広い教養を併せ持つ専門家の育成
9 実践を重視した教育の充実
10 芸術大学の特性を生かした学術研究の実施
11 アートマネジメント科目の充実
美・音・伝
14・15・16 学科・専攻の設置・充実
美術院
5 修士課程における定員の増員等の充実
6 博士課程における高度な教育・研究のための科目内容等の改善
音楽院
12 修士課程における実践を重視した高度な専門的教育研究の推進
13 博士課程における高度な研究の実施
教育の内容等に関する目標を達成するための措置
より優秀な学生の入学を促すための取組
17 広報の充実
18 アドミッション・ポリシーの明確化
入学者選抜方法の多様化
19・20 推薦入試制度
21 飛び級入学制度
22 社会人入学制度
23 秋入学制度
教育内容・方法の充実・改善
24 カリキュラム・ポリシーの明確化
25 シラバスの改善
卒業認定・学位認定
26 成績評価基準の検証・改善
27 ディプロマ・ポリシーの明確化
28 大学コンソーシアム京都との連携
29 体験型授業の充実
教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
30 FDの取組の充実
31 教職員の柔軟な配置等
教育研究に必要な運営体制・設備等の充実
32 研究機材や楽器等の整備・充実
33 教育研究のためのスペースの確保
34 学内情報インフラの充実
学生への支援に関する目標を達成するための措置
35 キャリアアップセンターの設立
36 オフィスアワー制度等の実施
福利厚生
37 学生の健康面のサポートの充実
38 学生食堂の充実・改善
39 学生自治会活動への支援
40 奨学金の充実
41 奨励金制度の充実
42 音楽学部における特待生制度の検討

第1期中期目標・中期計画一覧(教育研究No.2)

【現行中期目標】

大学の教育研究等の質の向上に関する目標	
2	研究に関する目標
	▲(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
	▲(2) 研究実施体制等に関する目標
3	その他の目標
	▲(1) 学外連携に関する目標
	▲(2) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標
	▲(3) 国際化の推進に関する目標

【現行中期計画】

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
研究に関する目標を達成するための措置	
研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
	43 研究活動の推進
	44 国際的な共同研究の実施
	45 科学研究費補助金等活用
研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
研究体制等の整備	
	46 研究サポート体制の充実
	47 サバティカル制度等の検討・実施
研究費の充実	
	48 個人研究費等の制度の確立
	49 研究費等の確保・配分
	50 外部研究資金の獲得
その他の目標を達成するための措置	
学外連携に関する目標を達成するための措置	
	51 文化芸術機関との連携
	52 「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業との連携
大学等教育研究機関との連携	
	53 産業技術研究所との共同研究
	54 大学コンソーシアム京都との連携
	55 芸術系大学, 他大学との連携
	56 教育委員会及び小・中・高等学校との連携
産業界との連携	
	57 地場産業界, 伝統産業界等との連携
	58 各種業界との情報交換・人的交流
	59 「学外連携共同研究室・工房(仮称)」の開設
社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置	
	60 京都芸大アーカイバルリサーチセンターの設立
	61 作品展, 演奏会, 公開講座等の開催
	62 ギャラリー@KCUAの活性化
	63 @KCUAカフェ(仮称)の開設
	64 総合舞台芸術のあり方についての構想
	65 リカレント教育の強化
	66 知的財産のあり方の研究
国際化の推進に関する目標を達成するための措置	
国際交流の充実	
	67 海外の芸術大学等との交流連携の充実
	68 アーティスト・イン・レジデンス事業の実施
	69 交換留学生の派遣人員増加
	70 留学生のサポート体制
	71 音楽学部等における留学生受け入れの検討
	72 語学教育の充実

第1期中期目標・中期計画一覧(法人運営分)

【現行中期目標】

●業務運営の改善及び効率化に関する目標
▲1 組織運営の改善に関する目標
▲2 教育研究組織の見直しに関する目標
▲3 教職員の人事の適正化に関する目標
▲4 事務処理の効率化に関する目標
●財務内容の改善に関する目標
▲1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標
▲2 経費の効率化に関する目標
▲3 資産の運用管理の改善に関する目標
●自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
▲1 評価の充実に関する目標
▲2 情報公開等の推進に関する目標
●その他の業務運営に関する重要目標
▲1 施設設備の整備等に関する目標
▲2 大学支援組織等との連携強化に関する目標
▲3 安全管理に関する目標
▲4 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

【現行中期計画】

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
73 計画的かつ機動的な大学運営の推進
74 意思決定が迅速かつ適正に行われる体制の確立
75 教員と事務職員の協働による大学運営の実施
教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
76 教育研究組織の改善・見直し
77 評価結果を踏まえた教育研究組織の見直し
教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
78 柔軟かつ多様な任用制度の導入
79 事務組織の充実
80 中長期的な展望に立った事務職員の採用・育成
81 SDの実施
82 人事評価方法の検討
事務処理の効率化に関する目標を達成するための措置
83 事務手続や決裁権限等の見直し
84 定型業務のアウトソーシング
財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置
外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
85 財務指標の設定
86 外部資金に関する情報収集・学内周知の実施
87 共同研究・科学研究費補助金等申請の促進
88 寄付金の募集
89 民間企業等との協力による展覧会等の実施
90 各種基金や財団等の活用
91 創作活動に対する科学研究費補助金創設に向けた取組
経費の効率化に関する目標を達成するための措置
92 管理的経費の効率化
93 物品購入経費の効率化
94 大学運営の効率化
資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
95 収蔵品のデータベース化
96 図書館等の運営の改善
自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置
評価の充実に関する目標を達成するための措置
97 自己点検・評価のための体制の構築
98 評価結果の公表
99 評価項目や評価基準の点検・検討
情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
100 広報機能の強化
101 広報業務経験者の採用
102 ホームページの充実
103 広報誌の充実
その他の業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置
104 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置
105 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置
安全管理に関する目標を達成するための措置
106 学生及び教職員の安全と健康の確保
107 安全管理に対する意識の向上
108 全学的な危機管理体制の構築
法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置
109 法令遵守への意識の向上
110 会計規則等の周知徹底等
111 学生や教職員の人権保護